

# 合理的配慮のご案内

障がい学生支援室

障がい学生支援室では、障害や病気など何らかの理由によって、修学する上で困難を抱えている学生が他の学生と同じような環境で学べるように、必要に応じた配慮や支援の提供に取り組んでいます。また、これまで支援を受けてこられた方のご相談も受け付けています。

困ったことは一人で悩まず、お気軽にご相談ください。



## ○合理的配慮とは

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 28 年 4 月施行）に基づき、障がい者の同等な修学・就労機会を保障するため、過重な負担を伴わない範囲で、個々に合わせた必要かつ適当な変更や調整を提供することです。

合理的配慮の提供は、視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、発達障がい、精神障がい等の障がいのある方が対象になります。

## ○配慮の申請について

配慮を希望する本人からお申し込みください。

申込後、改めて別の日にお話をうかがい、どのような配慮がよいかを考えていきます。どのような配慮が受けられるかについては、それぞれの障がいや病気の症状や状況によって異なります。そのため、配慮の申請には、原則として障害者手帳や診断書、検査結果などの提出をお願いしています。

※合理的配慮提供の流れについては裏面をご覧ください

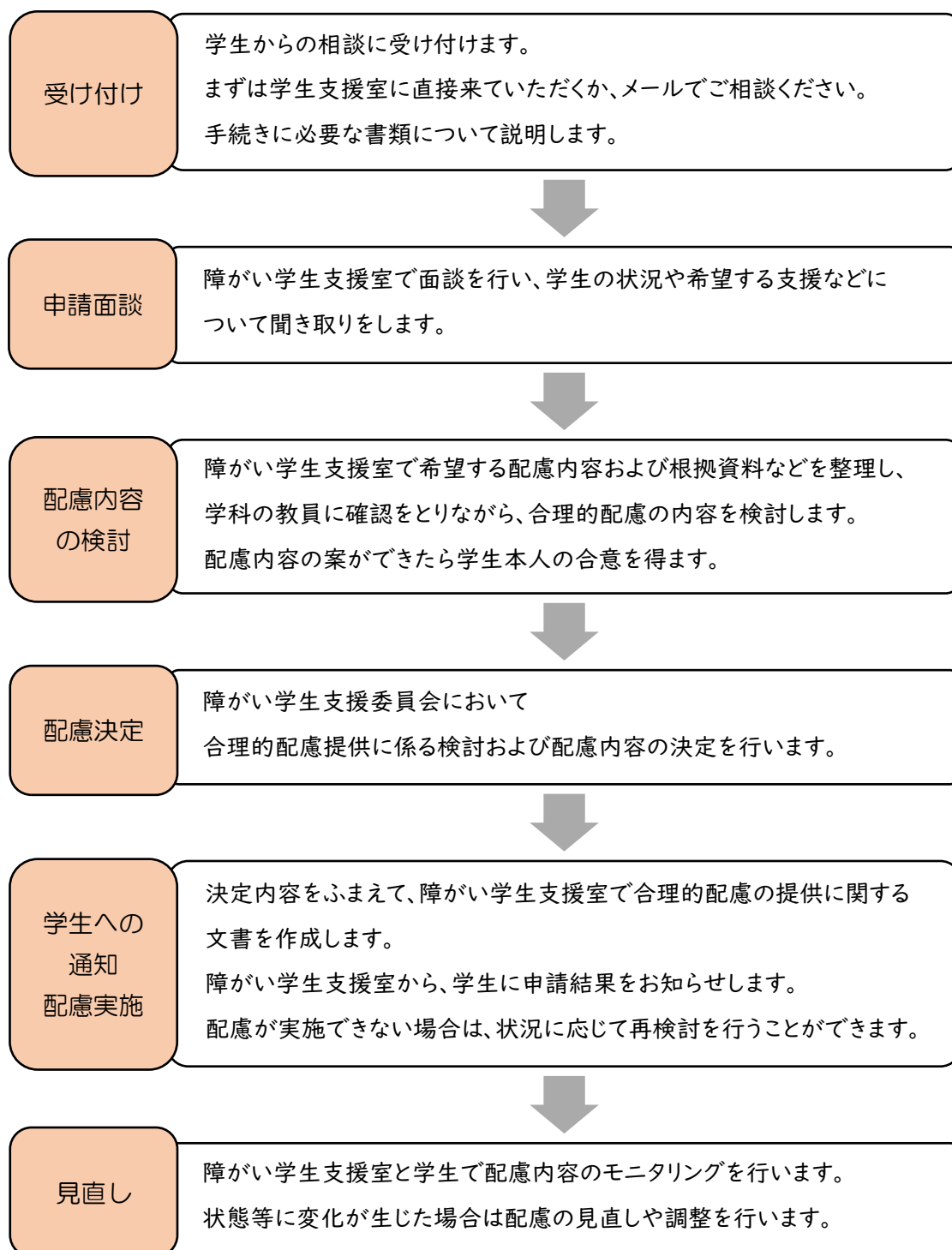
学生支援室（1号館1階 大学事務局 担当：永野）

まずは、窓口に直接来ていただくか、メールでご連絡ください。

月曜～金曜 9：00～16：00

E-mail : [syougai-shien@toua-u.ac.jp](mailto:syougai-shien@toua-u.ac.jp)

## 合理的配慮 提供のプロセス



※配慮内容については、必ずしも希望が通るとは限りません

※合理的配慮の提供までには時間がかかるので、お早めにご相談ください